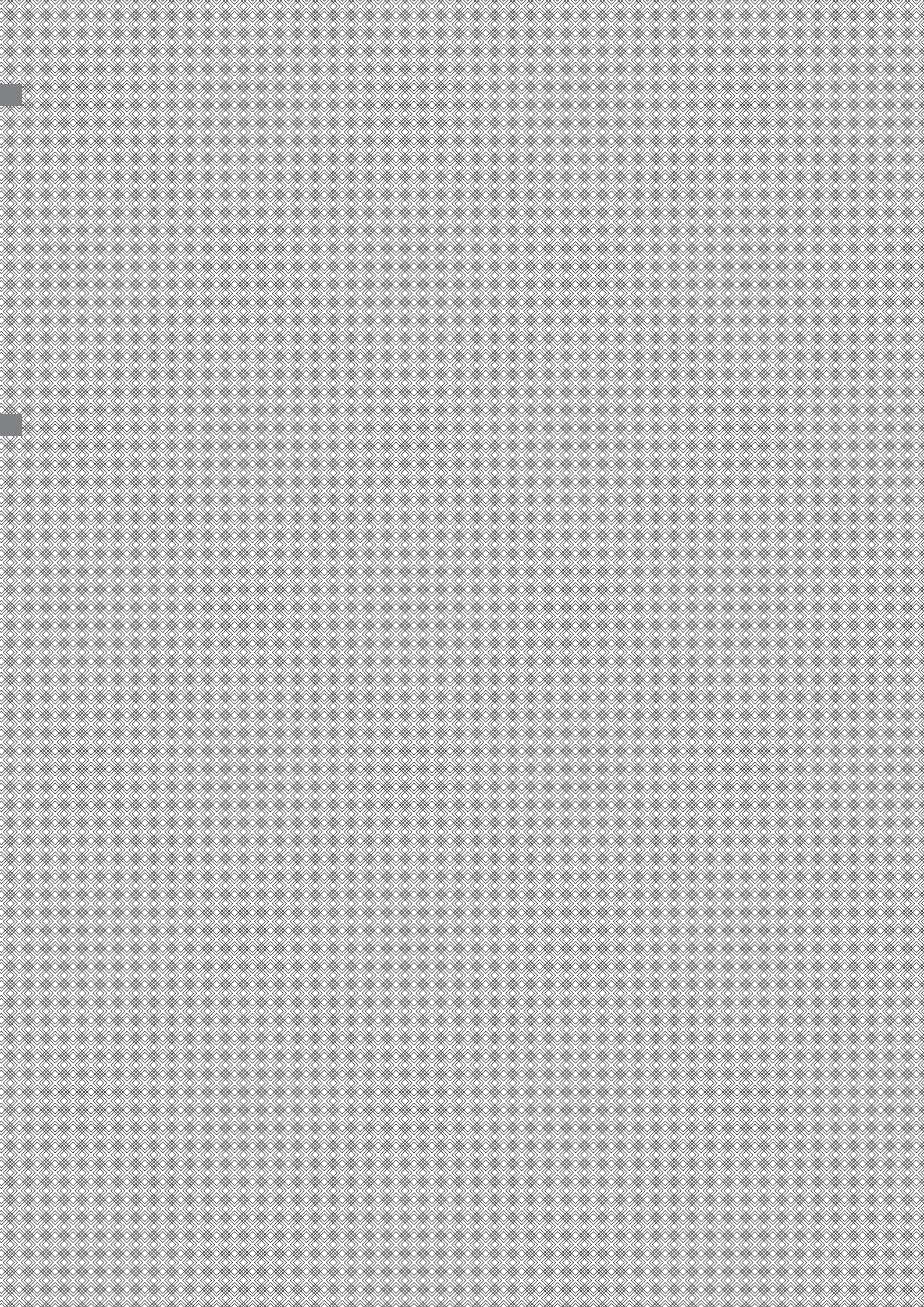


Z—76—B

財務諸表論 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用、第二問用及び第三問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「B 1～B 13」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 25 点 —

問 1 (10 点)

次の文章は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 2 章第 9 項、第 10 項、第 16 項及び第 17 項を引用したものである。これに基づき、以下の(1)～(3)の間に答えなさい。

- 9 会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるためには、会計情報を生み出す が内的整合性を満たしていなければならない。… (後略)
- 10 (前略) …この内的整合性は、会計情報の意思決定との や について、間接的、補完的に推定する役割をもっている。… (後略)
- 16 (前略) …内的整合性と の 2 つの特性は、会計情報が有用であるために必要とされる最低限の基礎的な条件である。
- 17 個別の は、それぞれが基本的な考え方と整合的であることにより、全体としての体系性が与えられている。ここでいう基本的な考え方とは、、会計実務、会計研究などについての歴史的経験と集積された知識の総体である。その核心をなすのは会計理論であるが、その妥当性は経験によって裏打ちされるものであり、知識と経験が結合されたものが、内的整合性の参照枠となる。… (後略)

- (1) 空欄 に当てはまる最も適切な語句を漢字で答えなさい。
- (2) 空欄 ～ に当てはまる語句として最も適切なものを、【選択肢】から選び、記号(ア～キ)で答えなさい。

【選択肢】

ア 関連性	イ 検証可能性	ウ 信頼性	エ 中立性
オ 理解可能性	カ 比較可能性	キ 表現の忠実性	

- (3) 内的整合性に関する次の 1 ～ 4 の記述のうち、妥当な記述のみをもれなく含むものを以下の【選択肢】から選び、記号(ア～コ)で答えなさい。
- 1 会計方針をみだりに変更してはならないとする継続性の原則を満たすことは、内的整合性を満たすための十分条件である。
- 2 概念フレームワークに準拠した会計基準を設定することは、内的整合性を満たすための十分条件である。
- 3 内的整合性が第 10 項で述べられているような役割を果たすのは、既存の会計基準の体系が有用な情報を生みだしているという合意がある場合である。

4 内的整合性は明文化された基礎概念や基準のみとの整合性を要求している。

【選択肢】

ア	1	イ	2	ウ	3	エ	4	オ	1、2
カ	1、3	キ	1、4	ク	2、3	ケ	3、4	コ	なし

問 2 (15 点)

次の文章は「固定資産の減損に係る会計基準」二 2.(1)、3. 及び 5. から引用したものである。これに基づいて以下の(1)～(3)の間に答えなさい。

2. (1) 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる 割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。^①
3. 減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を 回収可能価額^②まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。
5. 使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の a を反映した税引前の利率とする。

資産又は資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、割引率に反映させる。

- (1) 空欄 a に当てはまる最も適切な語句を漢字で書きなさい。
- (2) 下線①について、減損損失の認識を判定する際に将来キャッシュ・フローの割引現在価値ではなく、割引前将来キャッシュ・フローの総額を用いる理由について、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」に基づいて説明しなさい。
- (3) 減損損失を認識するにあたって、回収可能額として使用価値を用いる場合において、使用価値を過小に見積もってしまったとする。適切に見積もった場合と比べて、(ア)当期の利益、(イ)翌期以降の利益、(ウ)当期から資産を処分するまでの利益の累計額にどのような影響が及ぶか説明しなさい。

〔第二問〕 ― 25 点 ―

問 1 (13 点)

次の文章は、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」第 4 項及び第 5 項から引用したものである。これに基づき、以下の(1)～(3)の間に答えなさい。

- 4 スtock・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて 費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に a として計上する。
- 5 各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの b のうち、c を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額である。…（後略）

- (1) 空欄 a ～ c に当てはまる語句として最も適切なものを、【選択肢】から選び、記号(ア～サ)で答えなさい。

【選択肢】

ア 権利行使価格	イ 公正な評価額	ウ 会計期間	エ 資本準備金	オ 付与数
カ 対象勤務期間	キ 新株予約権	ク 資本金	ケ 権利行使期間	コ 取得原価
サ 権利行使数				

- (2) 下線①のような会計処理が行われる理由を答えなさい。
- (3) スtock・オプションが失効した際の会計処理方法について、その理由とともに説明しなさい。

問 2 (12 点)

繰延資産について、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 国際的な会計基準では、株式交付費は、資本取引に付随する費用として、資本から直接控除することとされている。これに対し、日本では、株式交付費は費用として処理することとされているが、その理由を 3 つ挙げなさい。
- (2) 開業費の会計処理方法について、その理由とともに説明しなさい。

〔第三問〕 — 50 点 —

子丑寅株式会社(以下「当社」という。)は、本社と複数の営業所を拠点にして商品販売業を営んでいる。これを前提として、【資料 1】、【資料 2】及び【資料 3】に基づいて、当社の第 77 期(自 X7 年 4 月 1 日 至 X8 年 3 月 31 日)における貸借対照表及び損益計算書を会社法及び会社計算規則に準拠して作成し、会社計算規則に基づく附属明細書のうち、「販売費及び一般管理費の明細」を作成しなさい。また、当社の第 77 期の個別注記表(一部抜粋)の税効果会計に関する注記「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」を作成しなさい。

【解答上の留意事項】

- イ 【資料 1】の決算整理前残高試算表(以下「残高試算表」という。)及び【資料 2】販売費及び一般管理費の内訳には、【資料 3】に記載されている事項を除き、決算整理が適正に反映されている。
- ロ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式による。なお、特に指示のない限り、消費税等について考慮する必要はない。
- ハ 税効果会計は、特に指示のない項目については適用しない。また、その適用に際しての法定実効税率は、前期及び当期ともに 30%とする。将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性について問題はないものとする。
- ニ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的方法によることとし、金額の重要性は考慮しない。
- ホ 解答欄に記載する金額については、問題文の残高試算表における金額欄の数値のように 3 桁ごとにカンマで区切ること。解答金額がマイナスとなる場合には金額の前に「△」を付すこと。この方法によっていない場合には正解としない。
- ヘ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、計算の都度、切り捨てること。
- ト 期間配分は、全て月割計算とすること。また、1 ヶ月未満の端数は切り上げて 1 ヶ月として計算すること。

【資料 1】 子丑寅株式会社の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

X8 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

借 方 科 目	金 額	貸 方 科 目	金 額
現 金	2,280	電 子 記 録 債 務	200,000
当 座 預 金	770,929	買 掛 金	234,390
普 通 預 金	180,928	借 入 金	2,200,000
定 期 預 金	510,000	未 払 金	45,700
電 子 記 録 債 権	240,000	未 払 費 用	23,600
売 掛 金	380,714	預 り 金	15,907
有 価 証 券	97,400	仮 受 消 費 税 等	819,880
繰 越 商 品	25,250	賞 与 引 当 金	80,000
貯 蔵 品	987	退 職 給 付 引 当 金	130,000
仮 払 金	137,611	資 産 除 去 債 務	57,000
仮 払 消 費 税 等	703,745	繰 延 税 金 負 債	9,600
建 物	1,700,000	貸 倒 引 当 金	6,750
構 築 物	927,000	建 物 減 価 償 却 累 計 額	450,015
車 両 運 搬 具	18,750	構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	880,158
工 具 器 具 備 品	13,275	車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	8,341
土 地	952,296	工 具 器 具 備 品 減 価 償 却 累 計 額	9,957
建 設 仮 勘 定	129,000	資 本 金	500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	66,312	資 本 準 備 金	75,000
繰 延 税 金 資 産	84,600	利 益 準 備 金	49,800
差 入 保 証 金	670,000	別 途 積 立 金	400,000
仕 入	5,625,371	繰 越 利 益 剰 余 金	996,549
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,906,333	売 上	8,193,424
支 払 利 息	13,848	受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,500
雑 損 失	574	雑 収 入	378
固 定 資 産 除 却 損	35,000	固 定 資 産 売 却 益	1,254
法 人 税 等	203,000		
合 計	15,395,203	合 計	15,395,203

【資料 2】 販売費及び一般管理費の内訳

(単位：千円)

勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
役 員 報 酬	160,000	交 際 費	9,654
給 料 手 当	1,035,478	賃 借 料	141,746
賞 与	165,000	修 繕 費	52,600
退 職 金	3,500	租 税 公 課	37,000
法 定 福 利 費	176,862	そ の 他 の 営 業 費 用	743
減 価 償 却 費	122,550		
利 息 費 用	1,200	合 計	1,906,333

【資料 3】 決算整理の未済事項及び参考資料

1 現金及び預金に関する事項

- (1) 本社の金庫内には、紙幣及び硬貨 300 千円、収入印紙 20 千円(5(2) 貯蔵品の収入印紙に含まれる。)、預金通帳 4 冊が保管されていた。金庫内の紙幣のうち 80 千円は、得意先との食事会のため従業員に仮払していた 200 千円から交際費として 120 千円を支払った残額である。その仮払の精算は未処理であった。
- (2) 残高試算表の現金勘定には、本社及び各営業所の紙幣及び硬貨のみが計上されている。なお、各営業所の紙幣及び硬貨の当期末実際有高は 2,070 千円である。帳簿残高と実際有高の差異は、原因を調査し、判明した理由に基づき適切に処理し、原因が判明しない場合には、雑収入又は雑損失として処理する。当期末の当該差異は、原因が判明しなかった。
- (3) 当社は B 銀行に当座預金口座を開設している。B 銀行の当座預金口座について銀行残高証明書の金額は 770,617 千円であり、当社の帳簿残高との間に差額があった。
 - ① 銀行の営業時間外に当座預金口座へ 201 千円を預け入れた。
 - ② 売掛金の回収として得意先から 264 千円の振込があったが未処理であった。
 - ③ 社用車の修理を行い、代金 375 千円に係る電子記録債務の支払時期となり、当座預金より引き落とされているが、当該決済について全て未処理であった。
- (4) 収入印紙は、購入時に租税公課として処理している。
- (5) 通帳は、A 銀行と B 銀行について、普通預金口座の通帳 1 冊ずつと定期預金口座の通帳 1 冊ずつである。普通預金については適切に処理されている。定期預金については、次の全てを残高試算表の定期預金勘定に含めて処理しており、経過利息については未処理である。

銀行名	金額	預入日	満期日	利率	利払日
A 銀行	150,000 千円	X8 年 3 月 1 日	X9 年 2 月 28 日	年 1 %	2 月末
B 銀行	360,000 千円	X7 年 10 月 1 日	X9 年 9 月 30 日	年 2 %	9 月末

2 電子記録債権及び売掛金に関する事項

- (1) 当社は販売システムより請求書を発行した取引を、会計システムとの自動連携により売上及び売掛金を計上するように設定している。得意先甲社から7,200千円の入金がX8年3月10日にあったが、誤ってその入金に基づき売上を計上している。当該入金に対しても当該販売システムよりX8年1月末に請求書が発行されている。
- (2) 残高試算表の売掛金勘定には得意先乙社に対する1,500千円が含まれている。この債権に対して電子記録債権の発生記録を行っていたが未処理である。
- (3) 得意先丙社は、前期より経営難に陥っていたが、当期に破産手続開始の申立てを行い破産手続開始が決定した。当期に丙社との取引停止をしており、また、当期中の入金もない。丙社に対する営業債権の期末残高は、売掛金5,400千円であり、1年以内に回収の見込みはない。丙社からは営業保証金1,200千円を預かっている。残高試算表の貸倒引当金勘定は、前期末残高であり、この中には丙社に係る1,050千円が含まれている。
- (4) 得意先丁社に対する売掛金は、当期に入ってから回収が遅延したが、当該売掛金については、その後、支払期日が再三延期されており、回収について重大な問題が生じる可能性が高いと判断された。丁社に対する売掛金の期末残高は7,850千円である。なお、丁社から3,750千円の定期預金証書を担保として受け入れている。

3 貸倒引当金に関する事項

- (1) 営業債権(電子記録債権及び売掛金に限る。)を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分し、それぞれの期末残高に対して貸倒引当金を次のように設定する。なお、繰入れは差額補充法によることとし、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は特別損失に計上する。

一般債権	過去の貸倒実績率に基づき営業債権の期末残高の1%を貸倒引当金として計上する。
貸倒懸念債権	営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額の50%を貸倒引当金として計上する。
破産更生債権等	営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額を貸倒引当金として計上する。

- (2) 税務上、貸倒引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

4 有価証券に関する事項

(1) 残高試算表の有価証券勘定の内訳は、次のとおりである。

銘柄	数量	取得原価	当期末1株 当たり時価	当期末1株当たり 純資産価額	備 考
C社株式	25株	1,500千円	260,000円	250,900円	下記(4)①参照
D社株式	400株	37,400千円	45,000円	48,000円	下記(4)①参照
E社株式	30株	17,500千円	—	270,000円	下記(4)②参照
F社株式	200株	20,000千円	—	48,000円	下記(4)③参照
自己株式	98株	21,000千円	—	—	下記(5)参照

(2) 「その他有価証券」の評価は、時価のあるものは時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理し、税効果会計を適用する。)、時価のないものは原価法によっている。時価のある株式については時価が取得原価の50%以上下落した場合、また、時価のない株式については実質価額が50%以上下落した場合、取得原価まで回復する見込みがないものとして減損処理を行う。ただし、期末現在保有する有価証券で前期末までに減損処理されたものはない。なお、減損処理による損失は、税務上損金の額として認められないものとして税効果会計を適用する。

(3) 残高試算表の有価証券勘定には、期首に戻し入れた「その他有価証券」の前期末の評価差額が含まれる。

(4) 上記(1)の有価証券の内容は次のとおりである。

- ① C社株式及びD社株式は上場株式であり、長期投資目的で保有している。当社はC社及びD社それぞれの議決権の0.5%及び0.8%を所有している。
- ② E社株式は非上場株式であり、長期投資目的で保有している。当社はE社の議決権の2%を所有している。
- ③ F社株式は非上場株式であり、長期支配目的で保有している。当社はF社の議決権の80%を所有している。

(5) 残高試算表の有価証券勘定に含まれる自己株式は、前期末残高である。X7年7月14日に自己株式2株を450千円で取得しており、自己株式の対価以外にその取得に際して手数料として10千円支出している。自己株式取得に係る支出は全て残高試算表の仮払金勘定に含まれている。

5 棚卸資産に関する事項

- (1) 商品は移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用している。
- なお、残高試算表の繰越商品勘定及び貯蔵品勘定は、前期末残高であり、前期末において収益性の低下による簿価切下げは行っていない。
- (2) 商品及び貯蔵品の棚卸高は、次のとおりである。

科目	商品	貯蔵品
帳簿棚卸高	27,826 千円	—
実地棚卸高	27,714 千円	1,113 千円
備考	帳簿棚卸高と実地棚卸高の差額は、通常発生しうる範囲の棚卸減耗であり売上原価として処理する。また、実地棚卸高のうち6,540 千円について、収益性が低下していることが判明した。これら商品の見積販売価格は5,980 千円であり、見積販売直接経費は40 千円であった。	実地棚卸高の内訳は、販売促進のために顧客に配布するプリペイドカード1,023 千円及び収入印紙90 千円(本社金庫内にあるものを含む。)である。前期末の貯蔵品棚卸高の残高内訳は、販売促進のために顧客に配布するプリペイドカード900 千円、収入印紙87 千円であった。販売促進のための支出は、その他の営業費用で処理している。

税務上、棚卸資産に係る評価損は全額が損金の額として認められないため、税効果会計を適用する。

6 有形固定資産に関する事項

- (1) 有形固定資産に関する減価償却費の計算は、以下に記載されている事項を除き、適正に行われている。前期までの処理も、全て適正になされている。なお、減価償却については(6)の記載を参考にすること。
- (2) 当社は、X7 年 12 月 20 日に新たに令和営業所をオープンした。同日より令和営業所にある資産を事業の用に供している。X7 年 7 月 1 日に建物を賃借し、令和営業所の内装工事などを開始している。なお、当社の同種の賃貸借建物への平均的な入居期間は 15 年と見積もられている。

令和営業所の工事に当たっては、工事業者に X7 年 7 月に 50,000 千円、X7 年 10 月に 58,000 千円支払っており、その運営にあたり必要な工具器具備品 21,000 千円も購入し、全て建設仮勘定として計上している。令和営業所の工事に関する建設仮勘定精算資料に基づき、本勘定への振替処理を行う。なお、建物附属設備は、貸借対照表上、「建物」に含めて表示する。

建設仮勘定精算資料は次のとおりである。

区 分	取得原価	耐用年数	償却方法
建物附属設備	108,000 千円	15 年	定額法
工具器具備品	21,000 千円	6 年	定率法
合計	129,000 千円		

- (3) (2)の建物の賃貸借契約には、敷金 120,000 千円を差入れる旨及び契約終了時点において原状回復して返還する旨の条項がある。敷金のうち 48,000 千円は、原状回復費用に見積もられているため返還が見込めないと認められたことから、入居時から当社の賃借建物への平均的な入居期間で費用配分する。なお、当該費用配分額は、税務上損金として認められないため、税効果会計を適用する。
- (4) 令和営業所のオープンに伴い、X7 年 10 月末に近隣の平成営業所を閉鎖した。平成営業所の建物は賃借しており、賃貸借契約には、賃借人が設置した設備等を撤去する原状回復義務が記載されていた。残高試算表の資産除去債務勘定には、この原状回復義務に係る資産除去債務 25,000 千円が含まれており、当期の 1 年分の利息費用 480 千円を計上済みである。残高試算表の固定資産除却損 35,000 千円は、平成営業所閉鎖時の固定資産の帳簿価額と、原状回復のための支出額 24,800 千円の合計額である。【資料 2】販売費及び一般管理費の内訳に記載の利息費用は、資産除去債務に関する金額である。なお、資産除去費用の見積りに差額は生じていなかった。税務上、資産除去債務及び資産除去債務に対応する除去費用の計上は認められないため、税効果会計を適用する。また、資産計上される資産除去債務に対応する除去費用の X8 年 3 月 31 日の未償却残高は 18,000 千円である。
- (5) 昭和営業所は、過去 2 年間にわたり赤字を計上しており、今後も回復の見込みがないと判断された。このため、当社は昭和営業所に関連する固定資産の減損処理を行うことにした。当期の減価償却実施後の帳簿価額は 24,000 千円(建物 21,000 千円、工具器具備品 3,000 千円)であったが、割引前将来キャッシュ・フローは 20,000 千円、使用価値は 19,000 千円、正味売却価額は 21,000 千円である。減損損失は、帳簿価額を基準に各資産に按分する。固定資産に係る減損損失は、税務上損金と認められないため、税効果会計を適用する。
- (6) いずれの有形固定資産も残存価額はゼロとし、減価償却計算は事業の用に供した月数により行う。なお、有形固定資産の貸借対照表上の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。定率法による耐用年数別の償却率は次のとおりである。

耐用年数	定率法償却率
6 年	0.333
15 年	0.133

7 ソフトウェアに関する事項

残高試算表のソフトウェア勘定は、次の3つのシステムの合計である。前期末までの償却計算は適正に行われているが、当期の償却計算は未処理である。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減が確実と認められる。なお、償却年数は5年としている。

システム	利用開始日	金 額	備 考
旧顧客管理	X4年4月1日	8,400 千円	旧顧客管理システムのX7年12月末の使用終了と新顧客システムのX8年1月の稼働開始は前期に取締役会で決定されている。この決定に伴い、前期末に旧顧客管理システムの耐用年数は5年から3年9ヶ月に変更している。左記金額は前期末残高であり、その全てを減価償却費として計上する。
新顧客管理	X8年1月1日	35,700 千円	顧客管理等に使用している。左記金額には旧システムからのデータをコンバートする費用4,700千円及び新システム操作のためのトレーニング費用6,000千円が含まれている。
固定資産管理	X8年7月1日	22,212 千円	新会計基準の適用に向けて購入したシステムであり、期末時点で未完成である。左記金額は当期の支出額である。

8 借入金に関する事項

残高試算表の借入金勘定には次のものが含まれている。

- (1) 残高試算表の借入金勘定のうち144,000千円は、X5年9月に864,000千円を借り入れ、X5年12月末より3か月ごとに元金72,000千円と利息を支払ったものである。
- (2) 残高試算表の借入金勘定のうち960,000千円はX5年7月1日に借り入れたものであり、元金はX9年6月30日に一括返済の予定である。金利は年2.4%で、年1回6月末に支払われる(後払い)。利息に関する未払計上が未処理である。
- (3) 上記以外の借入金は、全て契約期間が1年以内である。

9 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、X8年7月の夏季賞与(支給対象期間はX7年12月からX8年5月まで)の支給額が144,000千円と見込まれており、当期に負担すべき金額を賞与引当金に計上し、賞与引当金繰入額勘定で費用処理する。税務上、賞与は支給時に損金算入されるため、税効果会計を適用する。なお、賞与引当金に対する法定福利費は考慮しない。また、残高試算表の賞与引当金

勘定は、前期末残高であり、実際の X7 年 7 月の夏季賞与実績額と見込金額の差は合理的に少額であると判断されるため、賞与勘定で処理する。

10 退職給付引当金に関する事項

- (1) 当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、退職給付債務及び退職給付費用の計算は原則的方法によっている。割引率は 2 %、長期期待運用収益率は 3 % であり、数理計算上の差異は発生年度の翌期から平均残存勤務期間 10 年にわたり定率法(償却率 0.206)により費用処理する。当社は、長年の貢献や特別な業績が評価され、特別な功績を残した従業員に対しては、退職一時金に上乗せして支給される功労加算金を加算する制度を設けており、退職時の費用として処理している。
- (2) 退職一時金制度における退職給付債務は、前期末が 100,000 千円であり、当期末が 104,000 千円であり、当期の勤務費用は 3,500 千円である。また、当期における退職一時金の支給額は 800 千円であり、販売費及び一般管理費(退職金)に計上している。
- (3) 企業年金制度における退職給付債務は、前期末が 152,000 千円であり、当期末が 162,000 千円であり、当期の勤務費用は 4,000 千円である。年金資産の公正な評価額は、前期末が 120,000 千円であり、当期末が 135,500 千円であった。また、当期における退職年金への拠出金は 12,000 千円であり、仮払金に計上している。なお、年金給付支払額は 1,200 千円であった。
- (4) 未認識数理計算上の差異は前期末時点で 2,000 千円(借方差異)ある。過去勤務費用は発生していない。
- (5) 残高試算表の退職給付引当金勘定は前期末残高である。
- (6) 税務上、退職給付引当金は全額が損金の額として認められないため、税効果会計を適用する。

11 剰余金の処分にに関する事項

- (1) X7 年 6 月 17 日に開催された定時株主総会では、繰越利益剰余金を財源として 1 株当たり 500 円の金銭による配当を行うことが決議された(配当基準日 X7 年 3 月 31 日)が、配当額を仮払金に計上したのみである。また、会社法で要求される準備金の積立ての会計処理も未処理である。併せて繰越利益剰余金を財源とする 4,000 千円の別途積立金の積立てが決議されているが、会計処理をしていない。
- (2) X7 年 3 月 31 日現在における発行済株式総数(自己株式を含む。)は 10,000 株であった。

12 株式報酬制度に関する事項

当社は、X7年6月17日に開催された定時株主総会において、マネージャー10名に対して以下の条件のストック・オプションを付与することを決議し、X7年7月1日に付与したが未処理である。

- (1) スtock・オプションの数：マネージャー1名当たり10個(合計100個)
- (2) スtock・オプション1個あたりに付与される株式の数：1株
- (3) スtock・オプションの行使時の払込価額：1株当たり210,000円
- (4) 付与日におけるスtock・オプションの公正な評価単価：1個当たり120,000円
- (5) スtock・オプションの権利確定日：X9年6月末日
- (6) スtock・オプションの行使期間：X9年7月1日からX11年6月末日まで
- (7) 権利不確定による失効の見込み：なし

13 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。
- (2) 残高試算表の法人税等勘定には、法人税及び住民税の中間納付額150,000千円、事業税の中間納付額52,000千円、源泉徴収された所得税1,000千円が計上されている。
- (3) 当期の確定年税額(中間納付税額及び源泉徴収税額控除前)は、法人税及び住民税が148,000千円、事業税が51,000千円、消費税等が116,500千円である。なお、事業税の確定年税額には、付加価値割及び資本割により算定された税額27,000千円が含まれている。未払法人税等が借方残高となる場合には未収還付法人税等とする。
- (4) 消費税等の中間納付税額120,000千円は仮払金に計上されている。11回目の中間納付額12,000千円がX8年4月末日に納付予定であるが、未処理である。消費税等について、確定年税額と中間納付額の差額が貸方残高である場合は未払消費税等を計上し、借方残高となる場合は未収還付消費税等を計上する。仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高と確定年税額116,500円の差額は、租税公課又は雑収入で処理する。
- (5) 税務上、事業税の未収計上額は益金として認められないため、税効果会計を適用する。

14 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の貸借対照表上の表示は、相殺した純額で表示する。

